

西川町議会議長 菅野 邦比克 殿

西川町長 菅野 大 志



令和 5 年度 政策提言について（回答）

令和 5 年 12 月 13 日付「令和 5 年度政策提言書」につきまして、下記のとおり回答します。

記

Ⅰ 大井沢自然博物館・伝承館の活用について

この度の提言の趣旨は、職員の配置による貴重な資料の保存・展示や残すべき技の伝承と来館者に喜ばれる運営の充実と、運営体制と情報発信の強化による誘客増と承りました。

当館に所属する学芸員 1 名減の状況を踏まえ、町は、昨年 7 月に公募を行い、自然科学系学芸員 1 名の応募がありました。合格を知らせた上で町長と教育長とも懇親を深めぜひ採用したい旨を伝え、採用決定を通知したところでしたが、残念ながら、他の水族館への就職が決まり辞退となりました。学芸員については、令和 5 年度中は、学芸員採用の公募をしたものの、それ以降応募がなかったことから、地域と話し合い、町職員経験者を集落支援員という形で充てるなど人員を確保してまいります。

運営体制・情報発信の強化による来館者増加という点に関しては、ご指摘のとおりでございます。町としても、第 7 次総合計画においては生涯学習主要 3 施設の見直し案をまとめ見直しを図ることとしております。地域との対話を進めた結果、具体的には、町外の来館者が多い現状と情報発信・運営体制強化の認識は一致しました。

国の生涯学習施設をとりまく状況は、国は、「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえ、「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」を平成 31 年に改正しました。この内容は、「地方を挙げて文化財を活用した観光振興や地域振興が進められている中、文化財の保護に関する事務は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条の規定により、教育委員会から都道府県知事に移管できないこととなっている。」との問題意識を受けて、「地方公共団体における文化財保護の事務は教育委員会の所管とされているが、条例により地方公共団体の長が担当できるようにする」ことに改正されております。

本件のご指摘いただいたことを契機とし、これらの国の改正と今日の町の当該施設の状況を踏まえ、町は、当該施設を含めた生涯学習 3 施設を観光施設として積極的に活用し、観光を中心とした交流人口の拡大、関係人口の増加に伴い、歴史文化の継承を目指すため、当該 3 施設を観光施設とする条例改正を令和 6 年第 2 回定例議会に提出します。

条例改正後は、所管課を観光課に移すことで観光協会等の他機関との連携や情報共有も密になり、国の補助金も有効に活用しながら新たな誘客を促す事業展開や統一的 PR 効果を高めることも可能と考えております。

II 公園の維持管理について

利用頻度の少ない公園は、設置経緯や目的、委託料の根拠などを再確認し、町民の皆さんと現状認識を共有して、公園の必要性なども含めて見直す必要がある旨の提言を頂きました。この提言を踏まえて、地域の方々と対話し、建設水道課が委託契約を結んでいる 11 の公園それぞれの方向性を明確にしていきました。

まず、町としての公園管理に関する方針は、次のとおり整理しております。

【前提】都市公園や歴史文化保存公園等の行政目的を有する公園を管理公園とする。

【原則】管理公園は、町有地であり、特定の行政目的達成のために町の直接管理、或いは外部委託管理によって町が管理する。

【例外】管理公園は、町有地以外の土地であって、特定の行政目的達成のために借り上げることがやむを得ない民有地は公園として、町の直接管理、或いは外部委託管理によって、必要最小限度の維持管理を行う。

	所有	行政目的	管理方法	借地契約	管理
原則	町	○	直接管理、外部委託管理	×	必要
例外	町以外	○	直接管理、外部委託管理	○（県除く）	必要最低限

これらの町の方針と現状を踏まえると、11 公園のうち、維持管理目的の乏しい公園は、睦合の熊野山環境林及び月山大橋公園の 2 つです。この度、この 2 つの公園について、これまで維持管理を受託いただいた方と対話を行いました。

その結果、この 2 つの公園については維持管理の必要性が低いという町の方針を示し、令和 7 年度以降は公園の管理業務委託は行わないことを地域にご説明しました。しかしながら、これまで受託頂いた方々は、すでに管理する準備を整えていたことから、令和 6 年度に限って、これまで同様に維持管理を委託することとします。

他の公園に関しては、目的を整理して次のとおり管理していきます。

(1) 町の条例で定められた公園（原則）

以下の公園は、これまでどおり、行政目的のある公園として、管理委託を実施する。

- ①睦合公園
- ②西川河川公園（海味側：委託者 海味区）
- ③西川河川公園（吉川側：委託者 西川町グラウンドゴルフ協会）
- ④大井沢河川公園
- ⑤沼山農村公園

(2) 上記（1）以外の公園の管理（例外）

①大沼キャンプ場

➡民有地、行政目的：公園➡鳥獣被害防止として区に必要最低限の補助

これまで、町がキャンプ場として維持管理を沼山区に委託し実施してきたが、大沼キャンプ場を廃止したことから、当初の管理目的を失った。しかし、このまま荒廃が進めば付近の山菜園地や水田を鳥獣害被害から守ることは困難。このため、町としては、鳥獣被害防止の観点か

ら、国の補助金である鳥獣被害防止総合対策交付金から沼山区に補助金を支出し、その補助金の範囲内で沼山地区がキャンプ場跡地の草刈りを実施することが可能となる。

②大井沢森林公園

➡民有地、行政目的：自然保護のため必要最低限の敷地を町が管理

これまで、町が全域の維持管理を大井沢区に委託し実施してきたが、大井沢区からは、高齢化・人手不足により管理の継続が困難との要望があった。他方、同大井沢森林公園については、ハッチョウトンボをはじめとする希少な動植物が生息していることから、生物多様性保全を行政目的として、ハッチョウトンボ等の生息に必要最小限の面積を、町が直接管理を継続することとする。

③吉川妙見ヶ池公園

➡民有地、行政目的：文化財保存の必要最低限の敷地を町が区に管理委託

これまで、町が維持管理を吉川区に委託し実施してきた。同吉川妙見ヶ池公園は、県指定の遺跡（県埋蔵文化財包蔵地）であり、歴史的・文化的な価値が高いことから、引き続き、文化財保護の観点から、吉川区に管理を委託する。

④海味自転車道公園

➡県有地、行政目的：公園として、県との協定に基づき、町が区に管理委託

これまで、「一般県道間沢寒河江山形自転車道線に設置された景観施設の維持管理に関する協定書」に基づき、町が維持管理を海味区に委託し実施してきた。同海味自転車道公園については、町民が日常的に活用しており、管理を打ち切ることが困難である。このため、引き続き、町民の利便性確保の観点や県との協定書に基づき、海味区に管理を委託する。